

厚生労働省山口労働局発表
令和7年8月19日（火）

報道関係者各位

担 当	厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 藤原 寿美代
	賃金指導官 村 上 出
	電 話 083-995-0372
	17時15分以降 083-995-0371

山口県最低賃金を64円引き上げ、時間額1,043円に

山口地方最低賃金審議会（会長：^{こばやしともり}小林友則）は、山口労働局長（^{すずきてるみ}鈴木輝美）に対し、山口県最低賃金を64円引き上げ、時間額1,043円に改正すること、効力発生日を令和7年10月16日とすることを内容とする答申を行いました（別添1）。

この引上げ額64円は、本年8月4日に中央最低賃金審議会から示された目安額（63円）に1円上乗せした金額になります。

山口労働局では、答申を踏まえ、本年度の山口県最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。

また、厚生労働省では、最低賃金引き上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、業務改善助成金等の「賃上げ支援助成金パッケージ」（別添2）の活用を推進しており、山口労働局では、改正された最低賃金及び業務改善助成金等について重点的な周知に取り組むこととしています。

〔参考：山口県最低賃金額の推移（過去5年分）〕

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	857 円	888 円	928 円	979 円	1,043 円
対前年度上昇率	3.4%	3.6%	4.5%	5.5%	6.5%
対前年度上昇額	28 円	31 円	40 円	51 円	64 円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と産業別に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

令和 7 年 8 月 19 日

山口労働局長

鈴木 輝美 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則

山口県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 14 日付け山口労発基 0714 第 8 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、公益委員見解を示し、採決を行った結果、賛成多数により別紙 1 のとおりとするとの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、令和 6 年 10 月 1 日改正発効の山口県最低賃金（時間額 979 円）は令和 5 年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙 3 の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 4 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 979 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,171 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 か月換算額

979 円（山口県最低賃金）×173.8（1 か月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝137,311 円

令和7年8月19日

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会

山口県最低賃金専門部会

部会長 難波 利光

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

審議における、労使代表委員の主な意見は次のとおり。

【労働者代表委員の主な意見】

「労働者の生計費」については、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準である連合リビングウェイジでは、山口県は生活に必要な時間額は1,130円であり、段階的に早期引き上げが必要。

山口市の本年5月の消費者物価指数（総合）については、前年同月と比べると上昇となっているが、とりわけ食料品の物価上昇が6.4%となっているとともに、エンゲル係数の推移についても近年上昇傾向にある。さらに、令和7年1月からの実質賃金が4か月連続でマイナスとなっており、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態が継続されており、さらに、今後も物価上昇が続くことも予想される。

「賃金」について、山口県においても今年の春闘が昨年を引き続き5%を超えたことに加え、中小企業の賃金改定も昨年と同様の上昇傾向となっており、その結果を広く、確実に波及させる必要がある。

「通常の事業の賃金支払能力」については、法人企業統計によると全国中小企業の経常利益は25.4兆円と過去最高を更新しており2010年度の2.4倍、2020年度の2.2倍となっており、利益を拡大させている。加えて、山口県の求人募集賃金の平均は、民間サイトで1,097円であり、現在働いているパートタイムの方の時給の平均が毎勤統計で1,213円となっており、この金額を見ても支払能力は担保されていると認識している。

最低賃金近傍で働く労働者の生活はさらに苦しくなっていくことが予想され、中央の公益委員見解同様、山口県においても労働者の生計費を重視することが重要である。

これまで結審した他県の状況に鑑みると、多くの県が3要素＋地域間格差を意識した目

安額以上の引上げが行われており、更なる地域間の格差が拡大している。来年以降も引き続き地域間額差の縮小に向けた検討が必要。

【使用者代表委員の主な意見】

山口県の最低賃金の3要素、特に、山口県の中小・小規模事業所データに基づいて決定すべき。

「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和7年6月は3.2%と昨年同期より低く、「食料」に係る山口市の数値は、昨年同月比より+6.6%となっているものの、ウェイトは消費支出全体の25%しかなく、生計費全体の状況を表したものではない。

「賃金」の状況は、山口県の春闘結果は、労働組合が組織されている企業のデータであることに留意が必要。

「毎月勤労統計調査」では、5月期の事業所規模5人以上の事業者の「決まって支給する給与」の対前年同月比は+4.0%、実質賃金は+0.3%となっている。

「通常の事業の賃金支払能力」については、山口財務事務所「法人景気予測調査(4～6月期)」では、令和7年度の経常利益見込みは中小企業全体で▲22.9%と見込んでおり、日銀下関支店の6月短観でも減益の見込み。

中央会が毎月実施している景況調査では、「収益状況」のDI値は、▲26.2とマイナスが続いている。原材料費の高騰や人手不足による人件費・外注費の増加等により、収益面では厳しい状況が続いている。中央会が7月に実施した調査では、原材料費、人件費の増加分を販売・受注価格に転嫁できたとする事業所は5割程度であり、価格転嫁が十分にできていない。

使用者側としては、物価高騰への対応を重視するとともに、現状における中小企業の支払い能力も重視すべきと考えている。

今年の最低賃金としては、消費者物価＝生計費の上昇と賃金の上昇を踏まえると、一定程度の引上げは必要であるが、中小企業・小規模事業者の支払い能力としては、収益の悪化により大変厳しいことから、大幅な引き上げは困難。

法に基づいた3要素に関する議論とは抜きに、地域間格差の観点については、法に基づく審議というものが少し横に置かれていると考えざるを得ない。また政府の方針として2020年代に1,500円や、目安を上回った場合には補助金等の重点支援を行うという考えを示されることに対しては、地方審議会における法に基づいた適切な審議を妨げるものではないかと考える。

以上のとおり、労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、【公益委員見解】を別紙2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。

審議経過の詳細については、別紙3のとおりである。

また、発効日について専門部会において検討したが、労働者代表委員から「労働者に対して1日でも早い反映をと考えている。」との意見が出た一方、使用者代表委員からは、

「中小・小規模事業者には影響が極めて大きく、発効日を少しでも遅らせることにより、経営者の引上げに伴う準備期間を設け、106万円の壁の就業調整に伴う人手不足の回避という意味で、1月1日を発効日とする考え方ができないものか。」等議論がなされたが、この点については、来年度の継続検討課題となった。

なお、別紙4のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金（時間額979円）は山口県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

公労使代表委員共通の政府への要望は、次のとおり。

政府においては、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるために取り組む政策対応として、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において示された、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行するよう要望する。

また、山口県においては、企業を取り巻く環境が厳しい状況にあり、生産性向上の支援が不可欠である。各種の助成金支給も含め、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるよう、支給要件の緩和や助成額の加算等の制度充実を行った上で、県内の企業・事業者に対し十分な周知を行うことを要望する。そして、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望するとともに、さらなる周知徹底を要望する。

さらに、山口県の中小企業・小規模事業者については、価格転嫁が十分に進んでいない現状に鑑み、労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進するため、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、十分な周知に加え、公正取引委員会、中小企業庁及び業所管省庁が連携体制を早期に構築し、執行体制の抜本強化を図るよう要望する。

加えて、パートナーシップ構築宣言について、各企業や団体に宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加算措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。

また、価格転嫁については、官公需における対策等を徹底するとともに、企業間取引のみならず消費者に対しても転嫁に理解を求めていくよう要望する。

いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進及び制度改善を図るとともに、賃上げや社会保障費の増加に伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大しており、これらを軽減するための社会保障制度並びに税制度の改正も含めさらなる解決のための抜本的施策の検討を要望する。

また、社会保障費の国民負担率の増加は、労働者が受け取る実質的な所得低下の一因となっており、この点についても改善のための抜本的施策の検討を要望する。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長

部会長代理

難 波 利 光

今 崎 光 智

神 保 和 之

(労働者代表委員)

大 塚 修 志

大 原 敬 典

横 山 崇

(使用者代表委員)

藏 藤 共 存

坂 本 竜 生

宮 本 道 浩

(五十音順)

山口県最低賃金

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,043 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 10 月 16 日

令和7年度山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金は、時間額 1,043 円、引上げ額 64 円、引上げ率 6.5%とする。
発効日は、令和7年10月16日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議に当たって、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」）のデータに基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記のほか地域間格差及び発効日についても検討を行った。

1 中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮し審議が行われた。

労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均 3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から 6.7%の高い水準となっているとされた。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているとされた。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあるとされたが、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあるとともに、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性があるとされ、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業（使用者）に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があるとされた。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定しており、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資すること等にも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均 6.0% (63 円) を基準として検討することが適当であるとされた。

各ランクの目安額については、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であり、A ランク 63 円 (5.6%)、B ランク 63 円 (6.3%)、C ランク 64 円 (6.7%) とすることが適当とされた。

地方最低賃金審議会への期待として、審議に際し、①目安を十分参酌し、地域データを見極めた上での自主性発揮、②今年度の目安額が、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることへの配意、③引上げ額とともに発効日についての十分な議論、等を要望するとされている。

2 山口県最低賃金専門部会公益委員見解判断理由

本専門部会においては、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者代表委員・使用者代表委員の意見及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

労働者の生計費については、本年は、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数「食料」「光熱・水道」など生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を勘案する必要があるところ、山口市消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」が令和7年1月から令和7年6月までの平均が 4.1% (昨年同時期 2.9%)、「食料」においては、同時期平均が 6.9% (昨年同時期 5.3%)、であり、「光熱・水道」においては同時期平均 6.7% (昨年同時期マイナス 4.3%) と、昨年よりさらに上昇し高水準となっている。

また、山口県「毎月勤労統計地方調査結果」(事業所規模5人以上)では、決まって支給する給与の実質賃金指数の前年同月比が、令和4年から6年までマイナスとなり、令和7年1月から4月まではマイナスが続いている。

さらに、上記消費者物価指数について、総務省の「消費者物価地域差指数」(令和7年6月27日:2024年結果:全国の物価水準を100とした場合の各地域の物価水準を指数値で示したもの)によると、10大費目別消費者物価地域差指数のうち、高い順で、全国のうち山口県は「総合」で13位、「家賃を除く総合」で10位、「食料」で10位、「光熱・水道」で7位、都道府県庁所在地及び政令指定都市(全52カ所)順位で、山口市は「総合」で13位、「家賃を除く総合」で8位、「食料」で3位と相対的に指数が高い中、令和6年度の最低賃金の順位は全国29位となっている。

これらのことから、山口県において最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっている者もいると考えられる状況も踏まえ、本年1月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、統計資料にもある主要な生活必需

品である、「食料」「光熱・水道」の消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

賃金については、山口県が調査した「令和7年春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計結果）」によると、賃上げ率は全国平均よりも高く、県内全体で5.19%と昨年度に引き続き5%台の高水準となっている。

連合山口の2025年春季生活闘争賃金改善回答集計をみると、山口県内の賃金上昇率は5.08%であり、昨年を引き続き高水準となっている。

また、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は（Bランク）2.9%であり、昨年（2.4%）を上回る高水準である。継続労働者に限定した第4表③では（Bランク）3.4%となっており、これも昨年の結果（2.9%）を上回った。

これら高水準での賃金上昇傾向は十分に考慮する必要がある。

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるところ、本専門部会においては、経済情勢に係る各種統計資料のほか、県内の中小企業・小規模事業者の現況把握に努めた。

日本銀行下関支店の「山口県金融経済情勢」によると、令和7年8月の概況は「輸出は前年を下回った。」「住宅投資は弱めの動き」となる一方、「個人消費は着実に持ち直し」「設備投資は増加」「生産は持ち直しの動き」「雇用者所得は改善」とされ、「県内景気は、緩やかに回復している。」となっている。

同じく、日本銀行下関支店の「企業短期経済観測調査結果＝山口県＝」（令和7年7月1日）によると、業況判断DIは、全産業で令和6年12月が20（全国平均15）、令和7年3月は「最近」18（全国平均15）、6月が「最近」15（全国平均15）と、全国平均を上回っている若しくは並んでいる。

財務省中国財務局「法人企業景気予測調査結果（令和7年6月）」によると、令和7年度の経常利益は全体で前年度比マイナス1.2%の減益見込みとなっているものの、令和7年度の売上高は前年度比4.5%の増収見込みとなっており、また、設備投資計画についても前年度比4.1%の増加見込みとなっている。

山口県の企業倒産件数（東京商工リサーチTSR情報）については、令和6年は70件（前年72件）、負債総額は88億7千万円（前年130億7千5百万円）で、前年より件数で2.8%、負債総額で32.2%減少している。また、令和7年についても、1月から6月までの上半期において、倒産件数は30件（前年同期40件）、負債総額は35億4千4百万円（前年同期40億7千万円）で、件数で25%、負債総額で12.9%減少している。

厚生労働省職業安定統計によると、令和7年6月の山口県内のパートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は平均1,123円と1,100円を超える水準で推移している。

一方で、価格転嫁については、目安に関する公益委員見解において、「価格転嫁の状況は改善はしているが二極分離の状況」とあるが、山口県中小企業団体中央会が会員組合傘下の中小企業に対し令和7年7月1日調査時点で行った「価格転嫁及び賃上げに関する調査結果について」では、原材料費、人件費（賃金等）を転嫁した企業は46%と令和6年度調査より減少し、価格転嫁ができたとする事業所においても、8割以上の事業者が転嫁割合は50%未満となっている。また、価格転嫁ができたとする事業所にあっても「人件費引上げ分」は、転嫁割合が10%未満とする事業者が6割以上あり、特に価格転嫁が進んでいない。

以上のとおり、県内の景気は緩やかな回復傾向にあると考えられるが、県内中小企業・小規模事業者の経常利益や価格転嫁等の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられる。

地域間格差については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとされているところ、平成 20 年度に東京都の最低賃金との差が 98 円であったのが、令和 5 年度には 185 円まで拡大し、令和 6 年に 184 円と 1 円縮まったものの、最低賃金面での格差問題は解消されていない状況にある。逆に、ここ数年で C ランク県との差が急激に縮まっており、平成 30 年度に最低賃金が最下位であった県との差が 41 円であったのが、令和 6 年度では 28 円差となっている状況である。

山口県においては、若者の都市部への流出もあり人口減少が続き、総務省統計局の人口推計（令和 6 年 10 月 1 日現在）でも、令和 5 年と比較した令和 6 年の増減率がマイナス 1.26%と、全国で 10 番目に高い減少率（令和 7 年 7 月前後の推計人口と、令和 2 年の法定人口を比較した増減率は、マイナス 5.72%で全国で 8 番目に高い減少率）となっており、最低賃金層で働く若年者等の労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

なお、地域間格差の解消については、県内の各団体からも、審議会に対し意見が寄せられているところである。

3 発効日

発効日については、専門部会において議論され、労働者代表委員から、「労働者の賃金にできるだけ早く反映させ、以て労働者の生計費の一部とすべきであり、これまでどおり答申日より最短で発効させるべき。」との意見が出された一方で、使用者代表委員からは「引上げ率が高く、企業には準備期間が必要であることや最低賃金上がることによる年末の就業調整等を考慮すべきであり、最短での発効は見直し、適切な時期での指定日発効とすべき。」との意見が出され、意見の一致を見なかった。公益代表委員としては、この点につき、本年度既に答申のあった他地域の本年度発効予定日の多くと同様、これまでどおりの最短発効日とするが、来年度以降、山口地方最低賃金審議会の場で継続課題として議論を行うこととしたい。

以上

地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

●はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改正については、本年6月13日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意した審議を行った。

5回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や厳しい経営環境の中にある中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされるなど、審議を尽くしたところである。

第1回専門部会においては、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき比較したところ、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額979円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことが確認された。

●労働者側主張

第2回専門部会では、

- 1 連合は「誰もが時給1,000円」を目標に地域別最低賃金の引き上げに尽力し、2024年度の改定で16都道府県が1,000円に到達した。山口県においては未だ到達していないが、今年度、その達成が射程に入ったと認識する。加えて、一昨年より「中期的に一般労働者の賃金中央値の6割」という相対的貧困の物差しによる目標設定を確立しており、これを念頭に今年も、そして来年以降も継続的な水準引上げを実現する必要がある。
- 2 連合リビングウェッジについては、連合本部が4年に一度作成する指標であるが、昨今の急激な物価上昇を反映するため、毎年簡易改定された金額であり、より実態にそったものとなっている。山口県はBランクで、生活に必要な時間額は1,130円と示されており、昨年1,050円に対し、80円引きあがっている。
- 3 現在の山口県の最低賃金が979円であり、時間額で151円足りないこととなり、これを月の給与に換算すると約2万5千円足りないこととなる。更には、自動車を保有する場合は時

間額 1,440 円と示されており、山口県は自動車保有数が約 107 万台で、県民 1.2 人に 1 台となっており未成年やお年寄りを除くと、大半の方々が自動車を保有している現状に鑑みると、更なる時間額引上げが必要となることも認識いただける。

- 4 消費者物価指数については、5 月現在、総合で 112.5、前年同月と比べると 3.6%の上昇となっており、生鮮食品を除く総合については 112.2、前年同月比 3.8%の上昇となっている。
- 5 目安では 63 円が示されたが、まずはリビングウェイジで示された時間額 1,130 円を早期に到達しなくてはならない。加えて、目安で示された 63 円は影響率が 31.6%となっており、近年では、過去最高の影響率となる。
- 6 最低賃金 1,500 円の早期実現についてですが、急激な金額の引き上げは、県内の中小企業、零細企業に与える影響が大きく、労働者委員としても、段階的に引き上げていくことが、現実的であると認識している。早期に時間額 1,130 円の実現を目指すためにも、今年度の目安を尊重することに加え、更なる地域間格差の縮小に努めるためにも、目安以上の引き上げを求めて参りたい。
- 7 本日の提示額としては、目安 63 円+42 円の 105 円の引上げ額を提示する。これは政府が掲げる 1,500 円に 5 年間かけて近づけてまいりたい思いからの表明。影響率も含めた高い数字であるが、歩み寄ったところであり、次回以降議論したい。
との主張がされました。

第 3 回専門部会では、

- 1 前回の専門部会で引き上げ額 105 円を提示したが、その後歩み寄りとしてリビングウェイジ 1,130 円の早期到達として 2 年がかりで 151 円の引き上げをしていきたいとして、今年度はこの 151 円を 2 年間で割り、75.5 円、76 円の引き上げが必要と考えて、目安 63 円+13 円の 76 円 1,054 円の提示とさせていただいた。

この根拠として 3 要素に照らし合わせて説明させていただくと、まず労働者の賃金について今年の春闘が過去最高の昨年をも上回る結果となったことに加え、中小企業の賃金改定も昨年と同様の上昇傾向となっており、その結果を広く、確実に波及させる必要がある。また、実質賃金が 4 か月連続でマイナスとなっており、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態が継続されており、今後も物価上昇が続くことも予想され、昨年以上の賃金引き上げが必要と考えている。

次に労働者の生計費について、消費者物価指数が昨年と比較して 3.3%の上昇となって

おり、とりわけ食料品の物価上昇が平均 6.4%となっている。またエンゲル係数の推移についても近年上昇傾向であることに加え、日銀の経済物価上昇の展望では 2026 年度も消費者物価が 2%程度の上昇率を予測しており、価格転嫁がさらに進む現状に鑑みまして、最低賃金近傍で働く労働者の生活はさらに苦しくなっていくことが予想される。

次に通常の事業の支払能力について、通常の事業の支払能力とは、個々の企業の支払能力ではないと認識している。法人企業統計によると全国中小企業の経常利益は 25.4 兆円と過去最高を更新しており 2010 年度の 2.4 倍、2020 年度の 2.2 倍となっており、物価高やこれまでの最低賃金引き上げを経てもなお、中小企業も利益も拡大させている。加えて、配付資料にあるように山口県の求人募集賃金の平均が民間サイトで 1,097 円、ハローワークと民間サイトでも 1,090 円となっている。加えて現在働いているパートタイムの方の時給の平均が 1,213 円となっており、この金額を見ても支払能力は担保されていると認識している。

以上のことに加え、中央の公益委員見解において、「昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した」、とあるように山口県においても労働者の生計費を重視することが重要であると考えている。

- 2 労側として歩み寄りを何度か行ったところであるが、また 12 日に深い議論を行いたい。

金額提示としては目安 63 円＋5 円の 68 円を提示したい。

との主張がなされました。

第 4 回専門部会では、

- 1 労働者側としては前回、目安 63 円＋5 円の 68 円を提示し、本日も 3 要素に基づき議論を行ってきたが進展には至らなかった。

なお、発効日については当初から一貫して主張しているが、労働者に対して 1 日でも早い反映をと考えている。他県では指定発効日を利用しているところもあると聞いている。発効日については今すぐの議論にはならないと感じている。来年以降、発効日を遅らせることによって労働者の賃金はどうなるのかということについてしっかり議論しながら、来年以降の検討課題にしていきたいと考えている。

との主張がなされました。

第 5 回専門部会では、

- 1 労働者側としては、5 回にわたる専門部会において、リビングウェッジ 1,130 円の早期達成に向け、様々主張を行った。また、山口県春闘結果や近隣県への人材流出、更には地域間額差の縮小にもこだわり、目安以上の引上げを求めたところである。

そのような中、公益委員見解として目安額+1 円の 64 円が示されたところであり、労働者側としては、引上げ額 68 円にこだわりたいところではあるが、64 円は目安額以上の金額であるとともに過去最高の引上げ額となり、一定の理解を示したいと考える。

しかしながら、現時点で結審した他県の状況に鑑みると、多くの県が 3 要素+地域間格差を意識した目安額以上の引上げが行われており、更なる地域間の格差が拡大していることをご理解いただき、来年以降も引き続き地域間額差の縮小に向け主張していきたいので、引き続きのご理解をお願いします。

との主張がなされました。

●使用者側主張

第2回専門部会では、

- 1 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に基づく3要素（「労働者の賃金」、「労働者の生計費」、「通常の事業の賃金支払能力」）について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものであり、丁寧に議論を重ねていかなければならない。山口県のデータとは、中小企業・小規模事業者の現状を重視すべきと考えており、資料「山口県における中小企業の現状」の「中小企業の割合等」と整理している。本県の事業所数の9割以上、従事者数の8割以上が中小・小規模事業所及びその従事者であり、最低賃金引き上げの影響は、中小・小規模事業所への影響が大きいことから、大企業を含む全体より、可能な限り中小企業に係るデータを重視すべきと考える。中小・小規模事業所の労働組合の組織率は低く、特に中小・小規模事業者にあつてはほとんど組織されていないことから、中小・小規模事業者全体の状況を表していないことに留意する必要がある。
- 2 3要素のうち、まず、「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数によると、「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和6年6月は3.2%と、昨年同期の3.4%より低い。一方、昨年10月から今年6月までの平均は、3.87%であり、昨年同期の2.8%より高い。「食料」に係る山口市の数値は、昨年同月比より+6.6%となっている。ただし、食料のウェイトは消費支出全体の25%しかなく、また、その大幅な増加理由は、穀類(コメ)の上昇と思われ、生計費(消費支出)全体の状況を表したものではないと考える。
- 3 次に「賃金」の状況は、県の春季賃上げ要求・妥結状況によると、7年度の賃上げ率は、300人未満の中小企業は4.64%と昨年(3.94%)より高い。また、連合山口の春季闘争賃金改善回答集計では、300人未満が4.79%と昨年(4.54%)より高い。なお、これらはいずれも、労働組合が組織されているごく一部の中小企業のデータであることに留意が必要。

県が公表している「毎月勤労統計調査」では、5月期の事業所規模5人以上の事業者の「決まって支給する給与」の対前年同月比は+4.0%、実質賃金は+0.3%となっている。中央会が7月に実施した「労働事情実態調査」によれば、今年の1月から6月の間に「賃金を引き上げた」事業所は昨年度とほぼ同じ57%、平均昇給率は昨年(3.31%)より高い4.04%となっている。

- 4 次に「通常の事業の賃金支払能力」について、山口財務事務所の「法人景気予測調査(4~6月期)」では、7年度の経常利益見込みは中小企業全体で▲22.9%と見込んでおり、日銀下関支店の6月短観では、経常利益の25年度計画は、対前年度▲16.9%と、いずれも減益の見込み。中央会が毎月実施している景況調査では、「収益状況」のDI値は、▲26.2とマイナスが続いている。原材料費の高騰や人手不足による人件費・外注費の増加等により、収益面では厳しい状況が続いている。

収益が悪化している主な原因として、中小企業においては、価格転嫁が十分にできていないことがある。

中央会が7月に実施した調査では、原材料費、人件費の増加分を販売・受注価格に転嫁できたとする事業所は5割程度であり、転嫁できた割合も5割未満となっている。特に、「人件費の引上げ分」や「利益確保分の転嫁」は10%未満とする事業社が6割以上あるなど、ほとんど価格転嫁できていない。

- 5 今年の最低賃金としては、消費者物価＝生計費の上昇と賃金の上昇を踏まえると、一定程度の引上げは必要であるが、中小企業・小規模事業者の支払い能力としては、収益の悪化により大変厳しいことから、大幅な引き上げは困難。具体的には、消費者物価が、昨年10月以降3.87%上昇し、中小企業の賃金は、平均では4%程度上昇という各種データを踏まえると、消費者物価の上昇を若干上回る4%程度が最低賃金引上げの妥当な水準ではないかと考える。

中賃が参考値として示した目安額+63円引き上げた場合は、1,042円、+6.4%となるが、この数値は、本県の3要素の状況からみてあまりに高く、賃金支払い原資である収益の確保が困難な本県中小企業にとって、許容できない数値と考えられるが、3要素の認識等を議論していく中で、参考にすべきとされた目安額との乖離については、議論していくものとする。

- 6 使用者側としては、物価高騰への対応を重視するとともに、現状における中小企業の支払い能力も重視すべきと考えている。

国等における賃上げ支援は必要であり、期待するものであるが、支援を拡大することを前提として引き上げるという考え方は、法の趣旨にそぐわないのではないかと考える。

- 7 金額提示について、3要素にもとづき、消費者物価指数、妥結状況、毎勤統計、その他企業

予測調査等を踏まえれば、厳しい状況にあり、４％の引上げ＋39 円の 1,018 円を提示とするが、その後労働者側からの歩み寄りの話もあるので、今日事務局へ依頼した追加資料を踏まえて今後の議論をしていきたい。

との主張がされました。

第3回専門部会では、

- 1 当初４％程度の引上げということで、39 円引上げ、1,018 円の数字を示したところであるが、その後労働者側からの真摯なご検討を受け、私どもとしても検討し、骨太の方針で「物価上昇を１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして」とあることを踏まえ、山口市県における消費者物価指数の昨年 10 月からの前年比の平均値 3.87％に＋１％の伸びを加え、4.87％の 48 円、1,027 円を提示したい。

その後幾度かの調整を行ったが、私どもとしてはこの 48 円の引き上げというものは、現在の先行きの経営見通しを踏まえれば中小企業にとっては限度だろうと考えている。

一方で、公益委員の方から地域間格差を配慮して目安に向けた取組が考えられないかとの話があったが、私どもとしては 48 円の引上げ自体が厳しい中で 63 円はなかなか難しい。

ただ一方で 48 円の引上げをする上で、中小・小規模事業者への経営配慮に鑑みれば、発効日についての様々な検討が必要ではないか、配慮ができるのではないかと、提案をさせていただいたところである。引き続き次回の審議をお願いしたい。

との主張がされました。

第4回専門部会では、

- 1 使用者側としては、目安額 63 円というものを下限として使われるのであれば、前回提示の 48 円を適当とする立場からするとなかなか受け入れられない。さらに昨年のように目安プラスアルファの考え方があるのであれば、なぜその額になるのか、法に基づいた３要素に関する議論とは抜きに、地域間格差の観点が入ってくるのであらうと思われるが、それは法に基づく審議というものが少し横に置かれていると考えざるを得ない。また政府の方針として 2020 年代に 1,500 円や、目安を上回った場合には補助金等の重点支援を行うという考えを示されることに対しては、地方審議会における法に基づいた適切な審議を妨げるものではないかと地方審議会として物申すべきではないかということを意見した。
- 2 発効日については、仮に今回の極めて高い目安額の引上げがなされる場合には、中小・小規模事業者には影響が極めて大きいと考えている。賃金引上げのための資金や助成金申

請の準備期間を十分に確保し、また、106 万円の壁の就業調整に伴う人手不足の回避を考慮するならば、1 月 1 日を発効日とする考え方がベストである。いずれにしても、中央最低賃金審議会公益見解では「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する」と示されているように、引上げ額と発効日をセットで考えるのであれば、仮に目安額まで引き上げる場合には発効日について十分考慮すべきであると考えており、そうした前提で歩み寄りもあり得るとの話も行った。

以上を踏まえて、日を改めて議論を行いたい。

との主張がされました。

第 5 回専門部会では、

1 引上げ額及び発効日に関して

使用者側としては、最低賃金が労働者の生活を保障するセーフティーネットであることを踏まえながら、法に規定された 3 要素、労働者の生計費、賃金、そして通常事業の賃金支払能力について、本県の実態を示す各種データ等に基づき検討の上、山口市の消費者物価の上昇率を 1 % 上回る +48 円・4.87 % の引上げが妥当との考えを示し、5 回にわたり議論を尽くしてきた。

4.87% の引上げについては、県内中小企業の「通常の事業の賃金支払能力」からすれば高い数値であるが、生計費（物価高）を重視するとなれば、やむを得ないものと考えている。

さらに、最終的な歩み寄りとして中央最低賃金審議会の公益委員見解で示された引上げ額と発効日をセットで考えるということを踏まえた上で、引上げ額を目安額 63 円、発効日を 11 月 1 日とする案を最終的なものとして提示した。

こうした中で公益委員から示された引上額の案 +64 円は、県内の法定 3 要素からは導かれる数値ではなく、特に事業者の賃金支払能力を踏まえられていないものと言わざるを得ない。

山口財務事務所や日銀下関支店の調査では、中小企業の経常利益見込みは大きくマイナスであり、原材料費や人件費の上昇に価格転嫁が追い付かない中、賃金引上げの原資となる収益環境は非常に厳しい状況である。

特に、賃金の引上げや利益確保のための価格転嫁はほとんどできていない。まさに、収益の確保ができず、賃金支払能力は大幅な賃上げには耐えられない状況である。

また、支払能力を超えて最低賃金額が大幅に引き上げられた場合、例えば、ガソリンスタンドやタクシー業界などのサービス業といった労働集約的な産業の中小・小規模事業者にとっては、企業収益を過度に圧迫し、雇用調整や就業調整、投資の減退を招く恐れがあり、休廃業を検討する事業者がでてくることも大いに予想される。

さらに、税金や社会保険料のいわゆる年収の壁の存在から労働者の働き控えを助長するリスクもある。

この度の引上額の案+64 円の根拠は、中央最低賃金審議会が目安として示した 63 円に、地域間格差の是正を目的として 1 円を上乗せした額である。

そもそも、中央最低賃金審議会が提示した 63 円は、労働者の生計費について、これまで考慮されなかった「食料」や「基礎的支出項目」など、家計の消費支出全体に占める割合が極めて低い指標を突然持ち出し、最終的にはこれらを重視して算出されたものであり、大いに疑問の残る目安額であると考えている。

さらに、地域間格差を考慮しての上乗せは、3 要素とは別の新たな要素を加味することとなり、地域の最低賃金は 3 要素を考慮して定めるとされている法の規定に沿うものとは到底言うことはできない。

また、発効日についても、目安額以上の引上げであり過去最高の引上げ幅となることから、賃上げ資金の確保や国支援制度の申請手続、さらには、いわゆる年収の壁を意識して行われる労働者の就業調整への対応等に十分な時間的余裕が必要不可欠であるとして、1 月 1 日がベスト、少なくとも 11 月 1 日以降の発効日とするよう求めたが、公益委員には、既に答申済の他県の発効予定日等を踏まえ、理解していただけなかったのは非常に残念である。

こうしたことから、公益委員が示された引上げ額+64 円、発効日 10 月 16 日とする公益委員見解の内容については、使用者側としては受け入れ難いものである。

2 政府方針への意見・今後の制度のあり方

併せて申し上げれば、本年度の専門部会の審議は、ある意味、過去に例のない状況の中で行われたと言わざるを得ない。御承知のとおり、政府は、6 月に決定された骨太の方針で、「賃上げこそが成長戦略の要」との考えに立ち、「2020 年代に全国平均 1,500 円」という目標を改めて示したところだが、これにより、本来、地域の実情を踏まえながら審議を行う地方最低賃金審議会はこの目標を意識せざるを得なくなったのではないか。

何より目安を審議する中央最低賃金審議会は言うまでもない。

それだけでなく、総理大臣は、中央最低賃金審議会の答申が行われた直後、「国の目安を超えて最低賃金を引き上げる場合には重点支援を講じる」ことを表明し、さらに、先日の新聞報道によると、政府は、「最低賃金の大幅な引上げを図るため、一部の県に対し政府の支援策を説明して対応を求める」とのことであり、実際、隣県でそのようなことがあったようである。

いうまでもなく、地域別最低賃金は、労働者、使用者及び公益を代表する委員が、いわゆる3要素を考慮しながら審議すべきものと法律に規定されているところ、このたびの様々な政府方針の表明は、法に基づく適切な審議を阻害しかねず、極めて遺憾と言わざるを得ない。

物価上昇と賃上げの好循環の実現によって、成長型経済を実現するという政府の考えに異を唱えることは全く考えていないが、労使の妥結の結果であるいわゆる春闘における賃金の引上げと、法律に基づく賃金決定と強制力を有し、かつ、労働者のセーフティネットである最低賃金の引上げとは全く異なるものであり、両者を同一視しているとも捉えられかねないこれら政府方針は、正直、理解に苦しむところである。

近年においては、人口減少や産業人材の不足などを背景として最低賃金の地域間格差を強く意識し、目安を下限としていくら上乘せするかという議論が行われている状況である。

地方最低賃金法において、3要素に加えて、経済成長や地域活性化の視点も考慮して賃金を定めるよう規定されているのであろうか。法には定められていない役割を地方最低賃金審議会に求められている気がしてならない。

こうした現状を踏まえると、本来あるべき、中央と地方の審議会を核とした最低賃金制度というものは、既に形骸化していることが明らかである。

概ね5年ごとに行われる中央最低賃金審議会での目安制度のあり方に関する協議においては、目安制度だけでなく最低賃金制度のあり方を、法改正の必要性も含めてしっかりと議論していただくことを強く求めるものである。

●意見の不一致

以上のとおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく

努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 979 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,171 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 か月換算額

$$\begin{aligned} & 979 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 か月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 137,311 \text{ 円} \end{aligned}$$

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)